

児童手当現況届をご提出ください

このお知らせは、令和4年5月中旬現在、児童手当を受給しており、現況届の提出が必要な方に送付しています。

現況届は、児童手当を受給している方が、引き続き児童手当を受け取る資格を満たしているかどうかを、

令和4年6月1日現在で確認するためのものです。

ご提出いただけないと、令和4年6月分以降の手当を受給できなくなりますので、

受付期間内にご提出をお願いします。

※令和4年度より、一部の方を除き現況届の提出が不要になりましたが、

このお知らせが届いた方は、現況届の提出が必要となります。

1 現況届のご提出について

提出書類	必ず提出するもの	・児童手当現況届
	場合によって 添付するもの	・現況届下部の「添付書類」欄に記載がある書類 (例：養育事実の同意書等)
提出方法	同封の返信用封筒（オレンジ色）でご返送ください。 ※切手の貼り忘れにご注意ください。	
受付期間	令和4年6月1日（水）～6月28日（火）	
	※上記の期間を過ぎた場合でも現況届をご提出ください。 ※ご提出の時期によってはお支払いが遅くなる場合がありますのでご注意ください。	

- ・6月1日以降に区外に転出する予定の方も、必ず提出してください。
- ・上記の受付期間内にご提出された方には、9月上旬頃に「認定通知書または支給事由消滅通知書」を順次お送りする予定です。

2 よくあるお問い合わせ

Q1 現況届の提出は必要ですか。

A1 このお知らせが届いた方は、現況届の提出が必要です。

令和4年度以降も引き続き現況届の提出が必要な方は以下のとおりです。

- ①江戸川区外に配偶者・児童の住民票がある方、②離婚協議中で配偶者と別居されている方、③配偶者からの暴力等により住民票の住所地が江戸川区と異なる方、④支給要件児童の戸籍や住民票がない方、⑤未成年後見人、⑥施設等の受給者の方、⑦その他提出の案内があった方。

Q2 受給者氏名欄（現況届の太枠内③）に氏名が印字されていません。

A2 受給者氏名欄は必ず消せないボールペンで自署してください。

自署がない現況届または鉛筆や消せるボールペンで記載されている現況届は再度提出を求める可能性があります。

Q3 現況届が送られてきましたが、追加で申請した下の子が記載されていません。

A3 令和4年5月以降に追加申請（出生、転入など）された第2子以降のお子様については、今回の現況届の対象児童ではありませんので記載していません。

追加で申請されたお子様の「児童手当 額改定通知書」は順次お送りします。

追加申請していないお子様がいらっしゃる場合には、早急に追加申請をしてください。

Q4 現況届の提出が6月28日に間に合いません。

A4 受付期間が過ぎた場合でも必ず提出してください。

ただし、ご提出の時期によっては児童手当のお支払いが遅くなる可能性があります。なるべくお早めにご提出ください。

また、現況届の提出がないまま2年間が経過すると、時効により受給資格が消滅しますのでご注意ください。

Q5 現況届の提出が6月12日を過ぎると、6月12日振込み予定の手当は支払われないのですか。

A5 「令和4年度現況届」がお手元に届いた方は、原則、6月12日に手当が支払われます。

6月12日に支払われるのは令和4年5月分までの手当です。

令和4年10月支給分（令和4年6月分以降の手当）から児童手当制度が一部変更となり、特例給付の支給に係る所得上限限度額が設けられます。

詳しくは裏面をご確認ください。

3 手当の支給について

◆ 所得制限限度額および所得上限限度額

	A 所得制限限度額 この額以上でBの額未満の場合 月5,000円（一律）支給（従来どおり）	B 所得上限限度額 この額以上の場合、支給なし （改正後）
扶養人数	所得額（万円）	所得額（万円）
0人	622	858
1人	660	896
2人	698	934
3人	736	972
4人目以降	以降38万円加算	

- ・令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得がB以上の場合、児童手当等は支給されません。
- ・児童手当等が支給されなくなったあとに所得がBを下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要となります。
課税通知書等の発送日の翌日から起算して15日以内に申請をしてください。
- ・生計中心者の所得のみで判定します。世帯全員の合算ではありません。
- ・所得額は前年（令和3年1月～12月）の所得金額です。年収額ではありません。
- ・医療費控除、雑損控除等は所得金額から差し引くことができます。
- ・扶養人数は、前年（令和3年分）の税法上の扶養人数です。

◆ 支給月額

（※）第何子目かを数える際には、18歳到達の年度末までの児童を含めて数えます。

支給額を算定するため、現況届の児童欄に算定対象児童として記載されています。

対象年齢および学年	支給月額	所得制限限度額以上 所得上限限度額未満の場合	所得上限限度額以上 の場合	
0～3歳未満	15,000円	上記表 A以上B未満の場合 5,000円	上記表B以上の場合 支給はありません	
3歳～小学6年生	第1子・第2子			10,000円
	第3子以降（※）			15,000円
中学生	10,000円			

◆ 手当の支給予定日（令和4年6月以降の3回について）

児童手当は年3回に分けて、支給月の12日頃に前月分までを口座へ振り込みます。

- ① 令和4年6月12日頃〔令和4年2月分～令和4年5月分〕
- ② 令和4年10月12日頃〔令和4年6月分～令和4年9月分〕
- ③ 令和5年2月12日頃〔令和4年10月分～令和5年1月分〕

※「令和4年度現況届」がお手元に届いた方は、原則、6月12日頃に令和4年5月分までの手当が支払われます。

4 各種変更手続について

下記のような変更事由がある場合には、現況届とは別に手続が必要になります。

事由	必要な書類
養育する児童が増えた	「児童手当認定（額改定）請求書」 （区HPから様式をダウンロードして、郵送提出することができます）
受給者の振込口座の変更 （配偶者や児童の名義には変更できません）	「児童手当 口座変更届」 （区HPから様式をダウンロードして、郵送提出することができます）
受給者または児童の氏名や住所を変更した	「児童手当 変更届」
3歳未満の児童がいる方のうち、 受給者の加入する保険証が変わったとき （受給者が公務員になったときを含む）	「児童手当 変更届」 保険証のコピー
配偶者の住民票が江戸川区外にある方で、その 別居状況等に変更が生じた（海外に出国した、 離婚や離婚調停をしているなど）	お手続きが必要になる場合があります。 児童家庭課手当助成係までご連絡ください。

5 お問い合わせ先

児童手当現況届につきましては江戸川区
ホームページにてご確認ください。
※通信料がかかる場合があります。

▼児童手当現況届特設サイト
（区ホームページ）

▼児童手当AIチャットボット
24時間365日対応可能です

